

○越谷市介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱

平成20年6月27日

告示第170号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（特定福祉用具販売を除く。）、法第8条第14項に規定する地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（特定介護予防福祉用具販売を除く。）及び法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス」という。）に要する費用の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 利用者負担の軽減を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号（ロを除く。以下「第1段階」という。）、同項第2号（以下「第2段階」という。）又は同項第3号（以下「第3段階」という。）に該当する者（法に規定する第2号被保険者についても準用する。）

(2) 令第39条第1項第1号ロに該当する者であった者で、保護の廃止となった後においてもなお生活が困窮していると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例の適用を受けている者は、対象者としな  
いのとする。

(利用者負担の軽減)

第3条 利用者負担の軽減は、居宅サービスに要する費用（越谷市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する介護保険訪問介護等利用者負担額軽減事業実施要綱（平成20年告示第171号）により軽減措置を受けることができる居宅サービスに要する費用を除く。）に別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該中欄に定める割合を乗じて得た額を助成することにより行うものとする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費が支給される場合は、令第22条の2及び第29条の2に規定する自己負担上限額に別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める割合を乗じて得た額を助成することにより行うものとする。

（申請）

第4条 利用者負担の軽減を受けようとする者は、介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

（決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、対象者に該当するか否かを審査した上で、その承認又は不承認を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定の結果を介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定証の交付）

第6条 市長は、前条第1項の承認を決定したときは、当該承認の決定を受けた申請者に介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

（助成の方法）

第7条 認定証の交付を受けた者（以下「認定者」という。）で助成を受けようとするものは、介護保険居宅サービス利用者負担額助成請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、第3条の規定による額を当該申請者に支払うことにより、助成するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、認定者が市長の指定する事業所で居宅サービスを受けた場合においては、第3条の規定による額を当該事業所に支払うことにより、助成することができる。

4 前項に規定する支払があったときは、当該認定者に対し助成があったものとみなす。

（認定証の提示）

第8条 認定者が、居宅サービスを受けるときは、あらかじめ認定証を居宅サービス事業者に提示しなければならない。

（認定証の有効期限）

第9条 認定証の適用年月日は、第4条の申請のあった日の属する月の初日とし、有効期限は、当該申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、当該申請が4月から7月までの間に行われた場合の有効期限は、その年度の7月31日までとする。

（認定証の更新）

第10条 認定者は、有効期限に至った後においても引き続き認定証の交付が必要な場合は、当該認定証の更新の申請を行うことができる。

2 認定証の更新の申請は、認定証の有効期限に至る前までに行うものとする。

3 第4条の規定は、認定証の更新の申請について準用する。

（認定証の返還）

第11条 認定者は、次に掲げる事由が生じた場合は、遅滞なく認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 認定証の有効期限に至ったとき。
  - (2) 認定者が転出又は死亡により越谷市の被保険者でなくなったとき。
  - (3) 対象者に該当しなくなったとき。
  - (4) その他認定証を必要としなくなったとき。
- (承認の決定の取り消し)

第12条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 資力の回復、その他の事情の変化により対象者に該当しなくなったとき。
  - (2) 偽りの申請、その他不正の行為によって承認の決定を受けたとき。
  - (3) 認定証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。  
(越谷市介護保険利用者負担の軽減措置等に関する要綱の廃止)
- 2 越谷市介護保険利用者負担の軽減措置等に関する要綱(平成15年告示第153号)は、廃止する。  
(越谷市介護保険利用者負担の軽減措置等に関する要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の越谷市介護保険利用者負担の軽減措置等に関する要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

段階等の区分	割合（1）	割合（2）
第1段階・第2段階・第3段階	100分の5	10分の5
第1段階・第2段階・第3段階で世帯収入110万円以下等の場合	100分の7	10分の7
第1段階で老齢福祉年金受給者の場合		
その他市長が認める場合	100分の10	10分の10

備考 世帯収入110万円以下等とは、次のすべての要件に該当する者とする。

- （1） 申請月以降1年間の世帯の収入見込額が110万円以下であること。
- （2） 市区町村民税課税者と生計を共にしていないこと。
- （3） 市区町村民税課税者に扶養されていないこと。
- （4） 健康保険などの医療保険において被扶養者となっていないこと。
- （5） 資産などを活用してもなお、生活が困窮していると認められること。

（注） 世帯とは、住民票上の世帯ではなく、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

様式略